

季節風

国連人権委員会第 111 会期 日本政府報告書審査へのロビーイング報告 山本眞理

勧告を無視し続ける日本政府

2014 年 7 月、国連人権委員会は自由権規約に基づき、日本の第 6 回目の報告書審査を行いました。これに際して、全国「精神病」者集団はパラレルレポートを提出し、その附属文書で池原毅和弁護士が代理人をしている、精神病院保護室で暴行されその後死亡した方の件を報告しました。

国際障害同盟（全国「精神病」者集団が加盟している世界精神医療ユーザーサバイバーネットワークも構成団体）ジュネーブ事務所のご尽力で、委員の 3 名と個別に話すことができました。

委員会での日本政府の対応は不誠実を極め、まず最初の 20 分間の説明の時間を一時間以上超過して話して時間稼ぎをし、いかに建設的対話の時間を削るか、という戦術をとっていました。

精神の分野では例によって法律の説明のみに終始し、委員からは厳しい質問が相次ぎました。「家族の同意だけで入院なのか、家族と本人の利益相反はないのか」「治療の同意も家族同意のみなのか」「この一連の虐待事件のリストがあるが、どうなのか」という質問に対しては、法の説明をするだけ。「これだけの長期入院の方たちはいつになったら地域で暮らせるのか」に対してはなんと、「いつとは約束できないが、努力している」という説明のみです。

全く時間がないので十分な議論はできていないのですが、最後の委員長の発言は外交辞令を使っているとはいえ、抑えきれない怒りを表しており、すでに何度も出している勧告が全く守られていない、ということが強調されていました。

なお、DPI 女性障害者ネットワークも強制不妊手術の問題について、すでに人権委員会の第 4 回日本政府報告書審査（1989 年）に際して出された以下の勧告が守られていないことをレポートしました。「委員会は、障害をもつ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人たちの補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する」。

今回の最終所見には強制不妊手術の件は具体的に指摘はされていないものの、第 4 回・第 5 回の勧告も守ることという文章を引き出すことができたので、当然この勧告への対応

を日本政府は迫られることになります。

人権委員会 日本政府への総括所見

人権委員会は国連の中で一番古い委員会で、かなり保守的であり、障害者権利条約の水準を否定し、強制入院については最後の手段そして適正手続を、という立場です。これは非常に問題であり、その結果出てきた勧告も、以下のとおり障害者権利条約に矛盾するものとなっています。（精神障害者の人権に関わる部分のみ邦訳。）

非自発的入院

17、非常に多くの精神障害者が極めて広範な要件で、そして自らの権利侵害に異議申し立てする有効な法的救済手段なしに非自発的入院を強いられていること、また代替サービスの欠如により入院が不要に長期化していると報告されていることに、委員会は懸念を表明する。（七条および九条）

締約国は以下を行わねばならない。

- （a）精神障害者に対して地域に基盤のある代替のサービスを増やすこと
- （b）強制入院は、最後の手段としてのみ必要最小限の期間、本人の受ける害から本人を守り、あるいは他害を避けることを目的として必要で均衡が取れる時にのみ行われることを確保すること
- （c）精神科の施設に対して、虐待を有効に調査し罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的として、有効で独立した監視と報告体制を確保すること

障害者権利条約の基準から言うと、（b）は到底容認できるものではないが、それですら日本の強制入院制度は満たしていない基準であるということは事実です。

今回人権委員会が議論した自由権規約 9 条における一般意見草案においても（b）と同じ表現が取られ、一切の精神病院への強制入院を否定した障害者権利条約の水準から著しく後退しており、この点は見逃し難い。

NGOレポート

以下に、全国「精神病」者集団のバラレルレポート（要約）を掲載します。

- 1 OECD諸国で人口比最大の病床数、平均在院日数も飛び出ている日本の精神病院。
- 2 強制入院はなんと入院患者の四割で、諸外国の数倍の数。さらに強制入院は増加し続けている。

強制入院や入院を減らす政策は取られていない。

- 3 精神病院での虐待の数々、ほぼ毎年報じられている。これに対しては虐待を防止するための有効な監視機関がなく、警察も迅速有効に捜査しない例すらある。

(以下、レポートからの引用)

「11万人が5年以上入院、3万6千人以上が20年以上入院している。世界の精神病院病床の19%が日本にある。29条による新規強制入院の一年あたりの数は、87年の2000件以下から、2012年の6,685件と3倍以上に増え続け、33条による強制入院も、96年の84,227件から、12年の209,547件へと2.5倍以上に増え続けている。

改正精神保健法が国会で審議されたとき、田村厚生労働大臣は、改正法で強制入院は減らない。そして強制入院は必要な医療を受けるいい機会を提供すると宣言した。2013年に障害者権利条約を批准したが、政府には改正法により強制入院を減らそうという政策はない。」

「保護室隔離の件数は、2004年の7,673件から2011年の9,283件にと増加、身体拘束は、2004年の5,242件から9,254件へと増加している(630患者調査)。

隔離と身体拘束の期間に関しての公式統計はないが、1年以上身体拘束されている入院患者がいるとか、10以上保護室隔離されている患者がいると告白する精神科医もいる。

隔離の11%と身体拘束の15%以上がなんと任意入院患者にされている(630患者調査2011年)。」

池原弁護士は、大阪精神医療人権センターのサイトに掲載されている虐待事件年表(http://www.psy-jinken-osaka.org/?page_id=1155)を個別に話した委員に渡しました。

来年は障害者虐待防止法の見直しの年です。この法律では、病院と学校は通報義務の対象から外されています。おびただしい虐待が精神病院で行われ、学校もまた例外ではありません。学校と病院を対象とするとともに、拷問等禁止条約委員会でも指摘され今回も指摘されている、独立した抜き打ち視察のできる監視機関が必要です。

実効性ある虐待防止法に向け、全国「精神病」者集団は取り組んでまいります。

やまもと・まり……………全国「精神病」者集団。